

# インボイス制度講習会

令和5年10月1日から、消費税仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。導入後、買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、売手から交付を受けた『適格請求書』等の保存が必要になります。『適格請求書』を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られており、「適格請求書発行事業者」になるためには、事前に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

仕入れ先や発注業者が※免税事業者の場合は、仕入税額控除ができなくなるため、※免税事業者に対して取引先から対応を求められる場合があります。

本講習会では、インボイス方式の概要の他、事業者側がとるべき対応についてわかりやすく解説いたしますので是非、ご参加下さい。

※免税事業者とは・・・消費税の納税義務がない事業者（基準期間の売上1,000万円以下の事業者）

日時 令和4年11月15日（火）午後1時30分～3時まで  
 場所 下田商工会議所 2階会議室  
 講座内容 ①インボイス導入について  
 ②適格請求書発行事業者の登録申請手続き  
 ③質疑応答  
 定員 30名（先着順）  
 受講料 無料  
 講師 下田税務署 個人課税部門職員  
 申込先 下田商工会議所 中小企業相談所  
 （電話）0558-22-1181

◇新型コロナウイルス感染症拡大防止について◇

入館時の検温及び手指消毒・マスク着用をお願い致します。また、当日に発熱や咳が出る方は参加をお控え下さい。

## インボイス制度講習会 受講申込書

お申し込み先 FAX.0558-23-1160

下田商工会議所 行

事業所名		業種	
参加者氏名		電話	
参加者氏名		FAX	

※ ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のみ利用いたします。